


活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

① 年月日・時間	① 令和元年6月11日(火) 13:30~14:30 ② 令和元年6月12日(水) 10:00~11:00、13:00~14:00						
② 場所	①② 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館						
③ 相手方	① 水産庁職員 ② (午前)法務省出入国在留管理庁職員、(午後)厚生労働省職員						
④ 参加者	①② 徳島県議会議員 重清佳之、須見一仁、北島一人、原徹臣、福山博史、井下泰憲、立川了大						
⑤ 目的・内容	(目的・内容) ①水産庁職員から「水産政策改革の現状と課題」について、説明を聴取するとともに、意見交換を行った。 ②法務省出入国在留管理庁職員から「在留資格「特定技能」について」の説明を聴取するとともに、意見交換を行った。 また、厚生労働省職員からは「働き方改革について」の説明を聴取するとともに、意見交換を行った。						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	旅費	23,000	10/10	23,000	6/11~12 1泊2日旅行パック代 6/11往路: JAL454便 徳島8:50発→羽田10:05着 6/12復路: JAL463便 羽田18:30発→徳島19:40着 宿泊先: エクセルホテル東急		
	合計	23,000		23,000			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充分に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

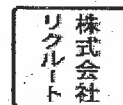
## 領 収 書

発行: No. JJP0000664515  
表示日: 2019年08月09日

下記、正に領収いたしました。

宛名	井下泰憲 様
金額	¥23,000— ※但し、ご旅行代金として(コンビニ決済)
予約番号	JJP1AUA9HW
旅行期間	2019年06月11日 ~ 2019年06月12日
決済日	2019年05月20日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。



株式会社 リクルート


〒100-6540

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2

① 年月日・時間	① 令和元年11月13日(水) 11:00~12:00 ② 令和元年11月13日(水) 15:00~15:15 15:30~15:45 ③ 令和元年11月14日(木) 11:00~12:00 ④ 令和元年11月14日(木) 14:30~17:30						
② 場所	① 厚生労働省【東京都千代田区】 ② 財務省【東京都千代田区】、自民党本部【東京都千代田区】 ③ グランドアーク半蔵門【東京都千代田区】 ④ シェラトン都ホテル東京【東京都港区】						
③ 相手方	① 厚生労働省 医政局 医事課 医師養成等企画調整室 西岡 雄飛 臨床研修指導官 佐野 隆一郎 主査 ② 財務省 財務副大臣 藤川 政人、自民党 政務調査会長 岸田 文雄 ③ 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会 ④ 「地方議会活性化シンポジウム2019事務局」						
④ 参加者	① 徳島県議会議員 福山 博史、原 徹臣、井下 泰憲、立川了大 徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟 ③ 都道府県議会議長、市議会議長、町村議会議長等 ④ 都道府県議会議員、市町村議会議員						
⑤ 目的・内容	① 「医師の働き方改革と医師養成課程を通じた偏在対策」について、厚生労働省担当者に現状と今後の方向性について説明を受け、意見交換を行った。 ② 徳島自動車道の四車線化に向けた整備促進について、財務省、自民党本部へ要望活動を行い、意見交換を行った。 ③ 国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入を図る法整備を早期に実現することを目的として、全国都道府県議会議長会等が主催した「厚生年金への地方議会議員の加入を求める全国大会」に参加した。 ④ 令和時代の地方議会について、多様な民意を集約・反映することができるよう、議会への多様な人材の参画推進や議会審議の充実・活性化、議会や議員への住民の理解や信頼の向上等への取組が求められている。各地方で活躍中の多様な人材や先駆的実践に触れることができる「地方議会活性化シンポジウム2019」に参加した。						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	11/11(月)~11/12(火)午前までは会派の県外研修会、11/12(火)の午後は全国都道府県議会議長会主催の全国都道府県議会議員研究交流大会に参加(公務出張)したため、バック代領収書の金額66,800円から公費支給額14,800円を差し引いた上で、残額の1/2按分を充当。また、11/14(木)分の宿泊費16,700円については上限額14,800円で充当する。						
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払明書	自動車使用記録簿
	旅費	66,800		26,000	11/11~15 3泊5日旅行バック利用(+別途1泊) 往路:11/11 JAL454 9:00徳島発⇒10:10羽田着 復路:11/15 JAL453 7:00羽田発⇒ 8:20徳島着 宿泊先:ホテルモンテ赤坂(3泊) 充当額:(66,800円-14,800円)×1/2 =26,000円		
	宿泊費	16,700	※一部宿泊費に上限あり	14,800	11/14 ホテルモンテ赤坂 宿泊代 充当額:14,800円(上限額)		
	交通費	1,401	10/10	1,401	11/13 バス借上費		
	合計	84,901		42,201			

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充分に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	42,201 円
-----------	----------

領 収 証

2020年02月21日  
(191111-AA0022)

井下 泰憲 様

金額	¥ 66,800※
----	-----------



但し 2019/11/11-13 東京行 航空券、宿泊代  
ご旅行代金として

上記の金額正に領収いたしました。  
Ref. No. 0000192437 予約No. 3007267

観光庁長官登録旅行業第1982号  
株式会社 加藤 徳島  
〒770-0847  
徳島県徳島市幸町1丁目47番地3  
スタッフクオアイトビル2階

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

担当者印

TEL:088-625-5581  
FAX:088-653-2344

領 収 証

2020年02月21日  
(191111-AA0022)

井下 泰憲 様

金額	¥ 16,700 ※
----	------------

但し 2019/11/14 宿泊代  
ご旅行代金として

上記の金額正に領収いたしました。  
Ref. No. 0000192444 予約No. 3007267

観光庁長官登録旅行業第1982号  
株式会社 トラベル 徳島  
〒770-0844  
徳島県徳島市幸町1丁目4番地3  
スタッフクイートビル2階

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

TEL:088-625-5581  
FAX:088-653-2344



領 収 証

2020年02月21日  
(191201-AA0075)

井下 泰憲 様

金額	¥ 1,401 ※
----	-----------

但し 2019/11/13 バス代等  
ご旅行代金として

上記の金額正に領収いたしました。  
Ref. No. 0000192127 予約No. 3022467

観光庁長官登録旅行業第1982号  
株式会社 トラベル 徳島  
〒770-0844  
徳島県徳島市幸町1丁目4番地3  
スタッフクイートビル2階

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。


TEL:088-625-5581  
FAX:088-653-2344



活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	1

① 年月日・時間	①令和元年7月29日(月) 9:30~11:00 ②令和元年7月29日(月) 14:00~16:30 令和元年7月30日(火) 10:00~12:30, 14:00~16:30						
② 場所	①衆議院会館第一会館 第二面談室 ②TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター						
③ 相手方	①環境省 水・大気環境局水環境課海洋環境室 中里室長 地球環境局総務課低炭素社会推進室 清室室長補佐 ②地方議員研究会 水野達朗氏						
④ 参加者	①, ② 徳島県議会議員 井下泰憲ほか						
⑤ 目的・内容	①「海洋ゴミ問題への取組について」、「地球温暖化対策をめぐる現状と今後について」 本県における今後の環境問題への対応について、国の方針と考え方等についてレクチャーを受けた。 ②教育と福祉の先進国フィンランドから学ぶ「これからの日本の教育と福祉のあり方」(3講座受講) 本県における家庭教育支援について、今後の幅広い展開、教育と福祉の連携等これからの政策に活かす方向性を学んだ。						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	受講料	45,000	10/10	45,000	受講料		
	旅費	25,100	10/10	25,100	7/28~7/30 宿泊パック 京王プレッソイン大手町泊		
					7/28 往路 JAL462便 徳島17:30発→羽田18:50着		
					7/30 復路 JAL463便 羽田18:30発→徳島19:40着		
	合計	70,100		70,100			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること) <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている <input checked="" type="checkbox"/> 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食(公職選挙法の制限を超える飲食)の提供はない <input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない <input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	会派使用欄 経理責任者審査 
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

井下 泰憲 様 2019 年 7 月 29 日

★

¥45,000

但 7/29.30 「これからの日本の教育と福祉のあり方」  
3講座 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



# 領 収 書

発行: No. JJP0000647872  
表示日: 2019年07月05日

下記、正に領収いたしました。

宛名	井下泰憲 様
金額	¥25,100— ※但し、航空券代・宿泊代等として(クレジットカード決済)
予約番号	JJP2A0G10W
旅行期間	2019年07月28日 ~ 2019年07月30日
決済日	2019年07月05日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

 **RECRUIT**


株式会社  
リクルート

株式会社 リクルート  
〒100-6640  
東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	2

① 年月日・時間	令和元年11月6日(水) 10:00~12:30 14:00~16:30						
② 場所	新大阪丸ビル別館(大阪市東淀川区東中島1-18-22)						
③	一般社団法人 地方議員研究会						
④ 参加者	井下泰憲、原徹臣、福山博史、立川了大						
⑤ 目的・内容	財政の基本的知識、歳入・歳出各予算の見方や県債状況の把握方法、地方交付税のあらまし等について学んだ。(寝屋川市監査事務局・公平委員会事務局 課長 程岡俊和)						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	参加費	30,000	10/10	30,000	受講料		
	合計	30,000		30,000			

<p>議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食(公職選挙法の制限を超える飲食)の提供はない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない</p>	<p>会派使用欄</p> <p>経理責任者審査</p> 
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

# 領 収 証

井下 泰憲 様 2019 年 11 月 6 日

★

¥30,000

但 11/6 10:00~ 「議員が知っておくべき財政の話 基礎編1」

11/6 14:00~ 「議員が知っておくべき財政の話 基礎編2」

研修会受講代として

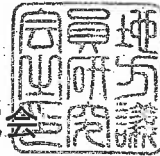
上 記 正 に 領 収 いた しま した

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639


TEL 06 (7878) 6297



活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	3

① 年月日・時間	令和元年11月20日(水)～21日(木)						
② 場所	ビジョンセンター東京有楽町(東京都中央区銀座1-6-2)						
③ 相手方	地方から考える「社会保障フォーラム」事務局 消費者庁長官 伊藤 明子氏ほか						
④ 参加者	井下泰憲						
⑤ 目的・内容	地方を取り巻く医療、福祉の現状と医療政策の動向や背景・展望、エシカル教育まで幅広い分野の社会福祉について学んだ。						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払明書	自動車使用記録簿
	参加費	27,500	10/10	27,500	受講料		
	旅費	30,800	10/10	30,800	11/20～21 旅行パック代 30,800円 往路:11/20 JAL454 9:00徳島発⇒10:10羽田着 復路:11/21 JAL461 15:40羽田発⇒17:00徳島着 宿泊:パールホテル八重洲		
	交通費	2,370	10/10	2,370	E T C通行料金 井川池田→松茂		
	交通費	2,370	10/10	2,370	E T C通行料金 松茂→井川池田		
	合計	63,040		63,040			

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査  
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食(公職選挙法の制限を超える飲食)の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



領 収 証

2019年11月18日  
(191120-AA0049)

井下 泰憲 様

金額	¥ 30,800 ※
----	------------

但し 2019/11/20発 徳島⇄東京 1泊2日  
ご旅行代金として

上記の金額正に領収いたしました。  
Ref. No. 0000190124 予約No. 3015594

観光庁長官登録旅行業第1982号  
株式会社 ベル 徳島  
〒770-0841 徳島県徳島市幸町1丁目番地3  
スタッフクイエットビル2階

担当者印  


- 御注意
1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
  2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

TEL: 088-625-5581  
FAX: 088-653-2344

領 収 証

井下 泰憲 様

¥ 27,500 円

但  
第20回 地方から考える「社会保障フォーラム」セミナー参加費として  
2019年11月20日

上記正に領収いたしました

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3児谷ビル3F

地方から考える「社会保障フォーラム」事務局



778-0002

徳島県三好市池田町マチ 2186-1

井下 泰憲 様



明細書枚数 | 枚中 | 枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)	
カードの種類	VISA
総利用枠	
カード利用枠	
内リボ払い	
内分割・2回・ボーナス	

\*あとからリボ\* #印のあるご利用明細合計 24,980円を今からリボ払いに変更できます。  
 お申込みは 1月 5日までにどうぞ!  
 お申込みは ◆「スマートダイヤル24」 0120-863724 サービスコード   
 <24時間・年中無休> 通話料無料

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払 区分	今回 回数	お支払金額	摘 要	備考
	井下 泰憲 様						
#19.11.20	ETC 四国支社	2370	1	1	2370	自井川池田 至松茂SIC 普通車	◎
#19.11.21	ETC 四国支社	2370	1	1	2370	自松茂SIC 至井川池田 普通車	◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。 24818

**ご利用明細の説明**  
 <ご利用日>前のご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。  
 <支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3~=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。



1

年月日	摘要	お払戻し金額	お預り金額	差引残高
-----	----	--------	-------	------

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

13 02-01-10 41399

\*24,818 アワキ"ジャケット"


14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

予定日時を表示します。  
 ※「手数料\*」の表示がある場合、ATM利用明細票の手数料金額と異なる場合があります。詳細は表紙見開き頁のご案内をご参照ください。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	4

① 年月日・時間	令和2年1月22日(水)～23日(木)						
② 場所	TKP東京駅日本橋カンファレンスセンター(東京都中央区八重洲1-2-16TGビル)						
③ 相手方	一般社団法人地方議員研究会						
④ 参加者	井下泰憲						
⑤ 目的・内容	大変革の時代の自治体病院経営を考える 城西大学経営学部 教授 伊関友伸氏 ・自治体病院経営最前線2020[最新情報を伝授] ・国の医療政策と自治体病院[統合再編の動きにいかに対応するか?] ・人口減少時代の自治体病院経営						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	参加費	45,000	10/10	45,000	受講料		
	旅費	39,100	10/10	39,100	1/21～23 旅行パック代 39,100円 往路:1/21 JAL456 11:45徳島発⇒12:55羽田着 復路:1/23 JAL463 18:30羽田発⇒19:50徳島着 宿泊:新宿ワシントンホテル		
	合計	84,100		84,100			

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること) <input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である <input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている <input checked="" type="checkbox"/> 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食(公職選挙法の制限を超える飲食)の提供はない <input checked="" type="checkbox"/> 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない <input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	会派使用欄  経理責任者審査  
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	84,100 円
-----------	----------

領 収 証

井下 泰憲 様 2020年 / 月 22 日

★ ￥ 45,000-

但 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297



# 領 収 書

発行: No. JJP0000713301  
表示日: 2019年11月22日

下記、正に領収いたしました。

宛名	井下泰憲 様
金額	¥39,100 - ※但し、航空券代・宿泊代等として(クレジットカード決済)
予約番号	JJP2A5XQ33
旅行期間	2020年01月21日 ~ 2020年01月23日
決済日	2019年11月22日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。

RECRUIT

株式会社  
リクルート

株式会社 リクルート  
〒100-6540  
東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

活動報告書兼領収書等添付票


項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和2年3月30日
② 内容	<p>発行部数 12,000部</p> <p>配布方法 郵送（タウンプラス）・事務所での配布</p> <p>内容</p> <p>県政報告書を印刷し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し、広聴広報活動を行う。</p> <p>※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること</p>

③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠

④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	作成費	341,000	10/10	341,000	デザイン・印刷・透明袋 一式 341,000円	○	
郵送費	294,500	10/10	294,500	県政報告タウンプラス郵送料 11,780部×単価25円=294,500円		○	
合計	635,500		635,500				

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。  
 (注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。  
 (注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査  
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～1.1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

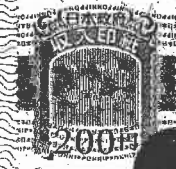
領収証

井下泰憲

様

No. 20022

金額	7	3	4	1	0	0	0	-
----	---	---	---	---	---	---	---	---



内訳

但「県政報告」制作代 2000円

現金

2020年3月30日 上記正に領収いたしました

小切手

〒778-0002 徳島県三好市池田町マチ2508-3

手形

Studio

横山 倫志

TEL (0883) 72-0340

係印

消費税額等 (%)

# 領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名： 井下 泰憲井下 泰憲 様  
 お客様番号： XXXXXXXXXX  
 住所： 〒 778-0002  
 徳島県三好市池田町 マチ 2 1 8 5 - 4

料 金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	2	9	4	5	0	0

収納内訳	
現金	294,500円
証紙	-
切手	-
小切手	-

別納引受  
(内訳)

<種別>	<特殊取扱>	<量目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
ゆうメール特別 区内		25.0g 1.0cm未満 小計	11,780	25	294,500	
					294,500	

料金計	294,500円	割引計	0円	課税計	294,500円		
				(内消費税等)	26,772円)		
				非課税計	0円	お預り 現金	294,500円
				合計	294,500円	おつり	0円

上記のとおり領収しました。

〒 100-8792 日本郵便株式会社  
 東京都千代田区大手町 2 - 3 - 1  
 連絡先： 阿波池田郵便局  
 電話番号： 0570-943-174  
 担当： XXXXXXXXXX  
 発行番号： 200330d0001  
 発行日時： 2020年 3月30日 11:14



印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

領収日
2020.03.30

# 井下泰憲

三好市の皆様へ

新時代へ!  
井下泰憲

## ■ 県政報告

令和2年3月発行

INOSHITA HIRONORI

### ■ はじめに

一連の新型コロナウイルスにおける情勢が日に日に激しく変化中、全国一斉休校における学校や家庭での対応や、各イベントなどの中止や自粛など、感染拡大に向けた対策が取られております。

その一方で三好市の基幹産業である観光への打撃や地域産業・地域経済への影響が危惧されております。

先日、二月議会最終日には新型コロナウイルス対策として、約30億円規模の緊急予算を可決しました。コロナウイルスによる商業への補助や、臨時休校による働く保護者の支援、また感染拡大防止や検査体制の強化に対応していきます。

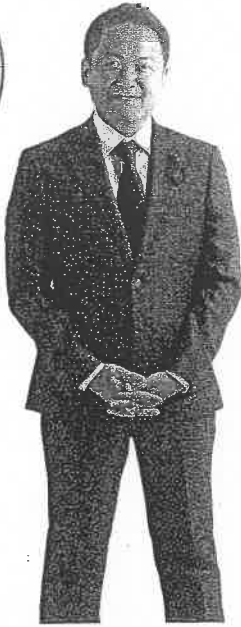
一刻も早い鎮静化と、現場の声を届けるべく県議会議員として、人命を最優先に徳島県とともに取り組んで参ります。

(令和2年3月15日)

\*日々情勢が変わっておりますので執筆した日付を入れさせて頂きました。

料金別納郵便

ダウンプラス



徳島県議会自由民主党 所属、文教厚生委員会 委員、  
次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会 副委員長、普通会計 決算認定特別委員会 委員、  
議会改革検討会議 委員、政策条例検討会議 委員

〈発行〉徳島県議会議員 井下 泰憲

778-0002  
徳島県三好市池田町マチ2185-4  
tel: 0883-87-7210  
fax: 0883-87-7211  
mob: 090-6882-9024  
e-mail: info@inoshita-h.com

個人ホームページや  
フェイスブックで  
活動報告をしています。  
ご意見をお聞かせ下さい。



<http://inoshita-h.com/>

井下泰憲



■ 令和2年2月19日、初の一般質問の機会を頂きました。

## 一般質問

■ 子育て・子供・若者への総合支援について

Q 井下

子育ての負担を1人で背負う「ワンオペ育児」などとも言われる厳しい状況が、母親を中心に多く見られ、悩みやストレスにより、次の子どもを望まなくなるだけでなく、虐待やネグレクトに繋がる状況も見られている。また、成長段階に応じて、いじめによる不登校や引きこもりといった問題や発達障害など子どもたちの悩みや苦しみに加え、親もその解決方法を見いだせず、子育てに希望が持てない状況により少子化が進行する負のスパイラルに陥っているのではないかと。

核家族化や地域とのつながりが希薄となる中、子育てや子ども・若者に関して気軽に相談できる場所や体制が必要であり、これにきめ細やかに対応することで、親も子どもも誰もがいきいきと活躍し、望む子どもを産み育てられる社会になり、少子化の打開に大きな一歩を踏み出せるのではないかと。

そこで、子育てや子ども・若者の健全育成に関する幅広い相談に対応する「総合支援拠点」を整備すべきと考える。

A 知事

「県少年こころの相談」窓口をはじめ、「こども女性相談センター」や「精神保健福祉センター」において専門の相談員を配置し、子育てや子ども・若者に関する悩みに対し、様々な相談対応を行っているところではあるが、近年、相談事案が複雑多様化しており幅広い相談を総合的に受け止め対応できる環境を整備することが大変重要と考える。

そこで男女共同参画・推進拠点「ときわプラザ」に、「就労相談機能の付加」をはじめとする支援機能の充実を図り、新たなセンターを整備する機会を捉えて、子ども若者に関する幅広い相談にも対応する「総合支援拠点」として一体的に整備を進める。

## ■家庭教育支援について

Q ■井下

私は6月議会から一貫して家庭教育支援について取り組んできた。本県において平成28年に「家庭教育支援条例」が施行されております。家庭教育支援の柱の一つに【親への支援】が明記されている。

私にも4人の子供がいます。私たち親は子供が出来た瞬間から親になり、親としてどうあるべきかを、子供を通じて学んでいきます。

しかし、その過程で様々な悩みや壁にぶつかることがあります。その悩みは時に育児による鬱や虐待に繋がっていくケースもあります。そんな時に周産期から相談のできる人がいたら良いと思いませんか？

虐待の早期発見や予防、貧困の連鎖を断ち切ること、発達障害などへの理解を深めるためにも、親が学び、相談する場所や人が必要です。

また、今現在、その受け皿は学校です。学校は今、教育現場での働き方改革が議論から実行のフェーズに移る一方、本来ならば家庭でやるべき教育や生活指導についても、学校で求められてきている中において、昨今の学校での負担は特に大きくなってきております。本来ならば、子どもの教育、生活指導その他の様々な案件を学校のみ任せるとはならず、学校と一緒に、家庭や保護者が責任を持って子供たちを育てていくことが必要なのです。その為にも本県

でやるべき事はまず、条例に基づいて虐待・貧困対策、周産期医療・保健福祉、教育の様々な観点から各部署、関係機関が連携し合う必要があると考える。今後どのように、より効果的な家庭教育支援の取組みを進めていくのか？

A ■教育長

これまでの取り組みはPTA活動をはじめ、学校を中心とした範囲にとどまっております。さらには家庭の状況や子どもの発達段階によって必要とする支援の多様化などという課題も見えてきました。

これらの課題解決には議員お話のとおり、教育、福祉、医療などの関係する部局が連携して取り組んでいくことが大変重要であると考えております。そこで今年度から、関係部局がそれぞれに担う家庭教育支援について情報交換や共有を行う場を設け、包括的な支援の在り方や効果的な支援策について検討をスタートさせた、今後はこの情報共有の場を更に深化させ、関係部局間で双方向に連携・協力する家庭教育支援の庁内ネットワークを整備する。また「とくしまはぐくみネット」をはじめとする、各部局の情報発信機能を有効に活用し出産前から就学期、学齢期へと、子供の発達段階に応じて必要な情報を切れ目なく提供して参ります。

## ■コミュニティ・スクール、地域協働について

Q ■井下

子供の教育環境の整備を進めるには【地域】という要素が必要不可欠と考えます。これまでも「地域で子供を育てていく」という掛け声こそあるものの、どのように地域が教育に参画していくかは難しい課題でもありました。

しかしながら、学校教育に地域が参画することで、学校だけでは難しいことを地域が支援し、地域で子供を教育していくことが可能になると考えます。

地域が学校に参画する手段として平成29年4月に法改正され、その設置が努力義務化されたコミュニティ・スクールの導入が全国的にも進んでいます。

そこで、本県としてコミュニティ・スクールの導入をどのように進めていくのか？また地域における高等学校の必要性、可能性は日に日に高まっていると考えます。そのような中で、地域ニーズを高等学校が把握し、高校教育に役立てていくことが必要です。

そこで、学校教育に地域が参画することを促し、実践させていくために、県教育委員会としてどのような方策をお考えか？

A ■教育長

コミュニティ・スクールは地域社会とのつながりや支え合いを再構築するとともに、「社会に開かれた教育課程」に実施に資するものであり、社会総がかりでの教育を実現するものである。そこで教育委員会では、「未知への挑戦」とくしま行動計画の数値目標「コミュニティ・スクール導入校数」を大きく上方修正し、今年度22校から来年度は66校、その後令和4年には240校を目指します。目標実現のため、教育委員会内に関係課を束ねた組織である「コミュニティ・スクール推進プロジェクト会議」を設置し、「学校教育の質の向上」と「地域協働の推進」を両論として対応していきます。

地域にある学校が、地域の協力・支援を得て、地域の人材を育成していくことは極めて重要であると認識しています。

来年度より、地元企業も含めた地域の方に学校運営に参画して頂き、その助言・協力を得て、地域の課題解決型の授業や地域の魅力を知ることが出来る研究・活動に取り組む高校を支援する新規事業を実施いたします。

## ■総括

子供の教育環境の整備を進めるには【地域】という要素が子供にとって、親はどんな事があっても、親です。

だからこそ、親の社会的、心理的な安定は子供の安定です。

家庭教育支援には、教育という言葉こそ入っていますが、周産期から保育、義務教育課程の期間に情報を一元化共有し、親をしっかりとサポートする仕組みを作ることが必要だと考えていました。

県には関係部署の枠を超えた仕組みを作り、主な実施主体である市町村との連携の形も築き上げ「誰一人取り残さない」という理念のもと全国に先駆けた先進的な取り組みとして下さい。また県民の皆様、一人で悩まず、ぜひ行政を頼ってください。完べきとまでは、まだいきませんが、必ずやお力になれる仕組みを私たちも共に作っていきます。「学校と地域との協働」についても地域の皆様に、とどろんどろんどろと連携を図って頂き、地域の宝である、子供たちの環境整備を進めて下さい。

すべての子供たちを守り育てる責任は、我々、すべての大人にあります。子供たちのために固定概念に捉われないことのない仕組みづくりを理事者、議員、県民の皆様で作ってあげてきましょう。

## ■徳島県立三好病院について

Q ■井下

三好病院は、平成26年の新高層棟の開院により、建物の免震化、ヘリポートの整備などによる災害医療や救急医療、がん治療などの医療機能の大幅な拡充や、療養機能の充実が図られるなど、地域住民の三好病院に寄せる信頼感、期待感はずっと高まっている。

その一方で、小児救急のひっ迫や産科医、小児科医の確保の課題・三好病院における周産期医療を今後どうしていくかなど、まだまだ課題がある。

その中であって高齢者が多い地域の実情に応じた取組み行っており、地域住民としても徐々にその取組に理解を示してもらっているように思う。

都市部の基幹病院と同様、助かる命を助ける「救急医療」の充実はもとより、急速に進む高齢化、人口減少の中、地域で不足する医療機能への貢献、支援が不可欠な状況となっているだけでなく、地域雇用の要としてもなくてはならないものである。

もちろん病院経営や医療人材の確保の観点から、西部圏域で不足するすべての医療機能を三好病院のみに求めることはできず、当然、他の公的医療機関との役割分担や連携強化も一層進める必要がありますが、三好病院の地域での「中核病院」としての役割は大きく、地域の特性や医療ニーズに的確に対応し、これまで以上に、三好病院はどのような病院であるのかを地域の方に理解して頂くためにも、地域の実情にあった、きめ細やかな医療を提供していくことが求められている。

西部圏域における安全・安心の確保のため、地域の医療ニーズを踏まえ、県立三好病院の更なる医療機能の充実にとどのように取り組んでいくのか？

A ■病院局長

県立三好病院は、西部保健医療圏における唯一の「救命救急センター」を有し、高度急性期機能を担うとともに、質の高い医療の提供や関係医療機関との連携など地域において極めて重要な役割を果たしています。

これまで平成26年の新高層棟の開院に当たって、放射線治療装置「リニアック」など高度医療機器の導入や県内公的病院初となる「緩和ケア病棟」を整備し、「フルセットのがん治療」の提供を開始するなど、よりよい環境整備に取り組んでいますが、議員お話の通り、医師不足や診療科の偏在の問題など、「中核拠点」として担うべき医療機能を強化することは喫緊の課題であると考えております。

この為、令和2年度には、外傷などで生じた身体の変形や欠損などに対し、機能の回復や形態をより正常に再建する「形成外科」を新設します。

また地域のニーズを踏まえて「整形外科」分野において、高齢者に多い骨折や、関節・脊髄の疾患などに対し、最新の機器による手術や、リハビリテーションを統合した治療を展開し「運動器」の機能維持・回復の向上に取り組むため、人員体制を強化した新たな「センター」の整備を図って参ります。

## ■ジェネリック医薬品の使用促進について

Q

■井下

国においては、医療費の適正化に向けた取組の一つとして、ジェネリック医薬品使用を推進しており、「2020年9月に、ジェネリック医薬品の使用割合を80%」との目標を掲げている。

少子高齢化の影響で、医療費は年々増大しており、このままでは制度の維持すら心配される状況であり、医療費削減は子供たち将来世代のためにも重要な課題です。

仮に本県でジェネリック医薬品に切替え可能な医薬品をすべて切替えたとするとき、年間約40億円、現在の使用割合約70%から、国の目標である80%まで引き上げた場合、年間約14億円の医薬品費が節減され、患者さん本人の負担額が減るのはもちろんですが、国や県、保険者の負担額が減る、すなわち、患者以外の負担も減ることとなります。

ちなみに、本県における「ジェネリック医薬品」の使用割合は、「全国最下位」です。「安いのは知っているが、効かないのでは」とか「医師に処方された薬を飲む。自分から変えてとはいにくい」とのご意見や医療関係者からは「品質・安全性」や「安定した供給」への不安や不満があると聞きます。

## ■総括

三好病院のみならず県立病院は地域医療の要というだけでなく、地域の雇用や経済を支える大きな役割を担っている。

11月議会において、私の方から委員会でご提案した「地域医療の充実に向けた医療従事者確保への支援を求める意見書」を国などへ向けて提出させて頂きましたが、現状すぐに地域の医療環境がすべて改善される訳ではありません。

だからこそ地域のニーズにあった医療体制の構築と長所を伸ばすことも大切なことです。

よく言われる産科・小児科をはじめ、医師の確保は大きな課題ではありますが、医師を確保するためには ●若い医師が経験と知識を得られる病院か？ ●待遇はどうか？ ●子育て環境や生活がしやすい地域であるか？ ●そして何より地域の方に必要とされているか？など様々な要素が必要です。

地域よりも病院現場の方が厳しい状況の様に感じる部分もあります。地域の皆様にも、自分の住んでいる街の公的病院の必要性と、どのような役割や特色があるのかを改めてご理解いただけたらと思います。

ジェネリック医薬品の使用についても最後は薬を使用する県民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。その小さな積み重ねがやがて大きな結果に繋がります。このことが県民の皆様と共に考え行動していくきっかけになれば幸いです。

今年9月までに使用割合80%の目標達成に向けて、医療関係者や県民に対し、どのように取り組んでいくのか？

A

■副知事

課題解決に向けての取り組みとして、医療機関に対し「医療・ビッグデータ」に基づく使用実績や安全情報の提供とともに、個別訪問による働きかけ強化や公的病院と周辺薬局で使用する医薬品の情報を共有し、使用しやすい環境づくりの促進、また個人病院に対しては「レセプトデータ」を分析した「医薬品の使用状況」に関する情報の提供や切り替えが進んでいる病院の「医薬品リスト」の活用などにより、ジェネリック医薬品の選択を容易にし、多忙な医師の「処方切り替え作業」の負担軽減を図ります。

また保険薬局では「ジェネリック医薬品・切替えシール」の積極的な活用による「患者の意思の見える化」の促進や「あいバッグ」を活用した薬剤師による「服薬チェック」や丁寧な説明の実施など、様々なアプローチでジェネリック医薬品の切替えを図って参ります。

## ■三好地域における観光の充実について

Q

■井下

国においても「観光を成長戦略と地方創生の大きな柱」とし、インバウンド誘客をはじめ「観光先進国」の実現に向け、官民を挙げて「観光を日本の基幹産業」とする方針が掲げられている。

三好市におきましても、世界に誇れる観光地である「祖谷のかずら橋」や「大危小歩危」などでは、近年、官民一体によるインバウンド誘客の成果もあって、外国人旅行者の方々を多く見かけるようになってきた。しかし、その一方で、今後、観光に携わる方々の高齢化も進み、これからは後継者の育成が課題となってきている。しかし若年者にとって、まだまだ「観光に関わる仕事がしたい」とまでは感じることができない状況であり、今後、一層のスピード感を持って、観光産業を活性化させていく必要がある。

本県を代表する観光地であっても、これまで以上に観光産業が成長し続け、競争力を身につけるために「人材の養成」と「施設への助成」といった「おもてなしの質と宿泊の量」に繋がる受入対策があつてこそ観光産業の競争力になると考えており、観光業界以外にも含め全県一体となって「観光産業の成長産業化」に繋げていくために今後どのように進化させていくのか？

A

■知事

インバウンド需要をしっかりと取り込み、地方が「観光を成長産業として定着させる重要な時期」を迎えております。

今年改定した「徳島県観光振興基本計画」においても、インバウンド需要の獲得や観光消費の拡大に向けて、観光の動機づけとなる「コンテンツの充実」、観光業界の現場を支える「人材の育成」、観光客を快適にお迎えする「宿泊機能の強化」、いわゆる「コド・ヒト・ハコ」一体となった観光誘客施策の強化を位置づけ、その推進を図っています。

まず「コンテンツの充実」としては、「阿波踊り」や「阿波藍」、「世界妖怪協会」が認定する三好市「怪遺産」や勝浦町「恐竜化石」といった、魅力的な地域資源を活用し「新たな周遊ルート」を設定することにより、県内への観光誘客を今後加速して参ります。

また「観光人材の育成」については、観光関連事業者はもとより、DMO、経済団体、高等教育機関の強力な連携のもと、観光業界でいきいきと活躍する人づくりを行う「とくしま観光アカデミー(仮称)」を来年度、新たに設置して参ります。

さらに「宿泊機能の強化」では、既存施設との競合が少ない「長期滞在機能」などを備えた「ホテル新増設」に対する助成制度を創設し、「時流を捉えた宿泊投資」を促進して参ります。

## ■空き家対策について

Q

■井下

本県における「利用予定のない空き家」は、全体の10.3%に相当する約39,300戸に達しており、増加の一途をたどっている。

空き家は負のイメージで捉えられることが多いが、逆転の発想で、うまく使えば新たな「住まい」として活かすことができる対象であると考えます。

三好市では築300年の古民家を宿泊施設としてリノベーションした「麓庵(ちいおり)」や、築100年のたばこ商家をレストランなどに改修した交流拠点施設「MINDE(みんで)」や、閉店したホームセンターをパン工房やカフェなどに改修した「茗蔵とことん」など、従来から空き家の有効活用を先導的に行っている地域である。

しかし中心部でも空き家が目立つようになっており、このような「使える空き家」を県外からの移住の促進や、「子育て世代」の定住、また、観光地における起業などに積極的に活用するべきと考えている。

こうした空き家の放置は、「活用」に関するアイデアを創出する機会や、活用に関するメニューやオプションについての理解が県民の皆様十分に浸透していないためではないか、と感じている。空き家の有効活用に向けた支援や啓発について、今後どのように取り組むのか？

A

■県土整備部長

空き家を「負のストック」ではなく、「貴重な地域資源」として活用することは、新しい人の流れを作り出す上で有効な施策だと認識しています。

まず「支援」に関する取組としては、来年度予算において「Society 5.0対応型耐震リフォーム支援事業」を創設し、移住者や観光客を迎え入れるための空き家のリフォーム工事をしっかりと支援いたします。

本事業では「リフォーム後の用途」について、「移住者向け住宅」や「観光客向けの民泊施設や飲食店」などと幅広く支援対象とし、空き家活用の可能性を一層広げてきます。

またリフォーム工事の内容についても、耐震化工事に加え、離れて暮らす高齢の親を見守る「センサー付きトイレ」や再配達輸送によるCO2排出を抑制するための「宅配ボックス」など、インターネット環境を利用した「スマート化工事」も併せて支援します。

また来年度は移住者が「自ら徳島の空き家を改修して移り住む」というモデルケースも想定し県外の方に徳島に関心を持っていただくきっかけにもなるよう工夫して参ります。

## ■総括

二つの質問はまったく異なった質問に聞こえますが、実は同じです。

自分たちの地域がどんな地域で、そこにどんな課題や可能性があるのか、まず住んでいる人たちが把握する必要があり、その上で、長所をどう伸ばしていくのか？短所をどうすればカバーできるのか？を施策として形にしていかなければいけない。

例えば、観光地で「今後5年間で100万人の観光客を目指す」と決めた時、その数値目標を達成するために必要なものがみえてくる。そうなれば観光に携わる人材の育成と確保が必要だとわかるし、空き家活用やインフラ整備、農林業や地域の商業から教育まで幅広い分野で観光は裾野を広げていく可能性があり、それぞれの分野で何をすべきか？見えてくるのではないかな？

一説に定住人口が1人減ると、外国人観光客が8人来るのとでは1年間に同じ地域への経済効果があるともいわれています。過疎化による影響は多岐に渡っている。県にはしっかりとした目標設定と県民と共有できるビジョンを持って挑んで頂きたい。

また空き家活用についても、住民とまち全体のイメージを共有し、まちづくりを進めることは、一人一人が役割を持ち、主体的にまちづくりに参加しやすくなる。またIターンやUターンの人が徳島で仕事がしたいと選択してくれるきっかけになりますし、核家族化や過疎化によるシニア世代の住み替えのきっかけに繋がるのではと思っています。県内中山間地域はどこも非常に厳しい状況ですが、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、みんなで自分たちの子供や孫に「帰っておいで」と言える故郷づくりの実現に向けて

取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

今回質問させて頂いたことは県が取り組んでいることのごく一部でしかありません。県職員・教職員の皆さん、本当によく頑張って下さっていると感じています。私たち県議会議員も、それぞれ徳島県の為に頑張っているところでありますが、しかし政治は決して万能ではありません。だから政治が作る社会もまた万能ではありません。

だからこそ、私たちの先人がそうしてくれたように、すべての県民の皆様それぞれの立場と経験を活かし、豊かな社会を作り、次の世代へ繋ぐ役割とその責任があることを今一度、理解して頂き、一緒にその実現に向けて取り組んでいきましょう。

## ■文教厚生委員会 県外視察

### □東成瀬村の学力日本一の取り組み



東成瀬村

『私に何が出来るだろう』と子供たちに考えさせることから教育の基が始まる。東成瀬村の教育長が、そうおっしゃっていました。

これは私も常に言っているように、教育・人材育成の基礎は自尊心を持ち、様々なことに我が事として向かい合う事だと思っています。東成瀬村の取り組みは先生や行政、地域や政治という枠に捉われずに、大人たちが子供たちの為に動いていることが大きな要因だと思いました。

### □秋田市におけるエイジフレンドリーシティ事業

シニア世代がいきいきと活躍できる街を目指して高齢者に優しい8つのトピックとして、●交通機関、●住居、●社会参加など8つの要素がうまく絡み合った時にそれが実現するとしています。また高齢者に優しい街は障がいのある人、病气の人、妊婦さん、子供たちにも優しい街になります。またこれを実現するために庁内連携の強化や仕組み作りを徹底していました。

### □東京グローバルゲートウェイの取り組み

小学校からの英語授業も本格化される中で日本人の英語力を見る限りこれまでの文法から単語を学んでいく英語授業があまり意味のなかったことが分かってきています。ここではその場面に応じて外国人インストラクターと一緒に個人のレベルに合わせた会話が勉強することができていました。



マガーズ東京

### □NPO法人マガーズ東京の取り組み

英国発祥のマガーズはがん患者だけでなくがんという病氣と闘い傷付いた家族や仲間たちまで、多くの人の心をケアする施設です。ガンになって心が折れそうになっても家族に弱いところは見せれない。でもおもいきり泣きたい。弱音を吐きたい。そんな当たり前の事、そんな場所がこれまで無かった。ここどこにいても太陽の光が感じられ、おもいきり泣ける場所もあるとても素敵な場所でした。

## ■文教厚生委員会 県内視察

### □徳島商業高校の取り組み

カンボジアとの交流事業についてでしたが、内容もさることながら、生徒の皆さんの生き生きした姿には教育の可能性にこちらがわくわくさせて頂きました。

また海外に行った経験から視界が広がったことも聞かせてもらいました。

徳島のすべての子どもたちにこんな経験の機会をどんどん与えてあげたいと思います。



徳島商業

### □鳴門病院の取り組み

新しい放射線治療の機器やPET-CTなどの導入したのも見せて頂きました。

地域の医療を守るだけでなく、仕組みや機器の導入など進歩する医療現場が求められる様に思いました。教育と人命に関わることには出来るだけ予算をつけなければと思います。

## ■次世代人材育成、少子高齢化対策特別委員会 県外視察

### □NPO法人さくらスポーツクラブ 総合型地域スポーツクラブの取り組み



隣接する小学校のグラウンドや体育館を利用して子どもたちに野球やサッカー、バレーボールや空手など11種目ものスポーツの機械提供に取り組まれています。高槻市でも少子高齢化が進み、子どもたちのスポーツ環境が減ってくる中で地域ぐるみで子育てしようとする意気込みが感じられました。

### □大阪府高石市における子育て支援の取り組みについて

子育て支援施設の充実と病児保育の取り組みについて教え頂いたが、認定こども園の多さ、絵本など図書の充実(絵本は常時貸し出しだけで1,000冊を超えている)、保育士支援などすごい事がたくさんありました。中でも子ども支援の部署が教育委員会の中にあり省内連携、教福連携がうまく機能している事と子育て支援施設を指定管理で遊具メーカー株式会社へ委託していることから、子育て支援施設とは思えないようなつくりになっていました。最後に出来た一番の要因を聞いたら「市長のトップダウンです」と答えてくれました。



### □認知症神戸モデルの取り組みについて

4月から始まった取り組みで65歳以上のすべての方を対象に認知症検査を行い、段階に分けて認知症のサポートをするもの大きなものとしては認知症の方が絡んだ事故や事件への損害賠償も含めた保険への加入が無料でできるというもの。財源としては市民税に年400円を加算して財源を確保しています。またALSOKと提携して認知症見守りサポートへの加入なども一部負担金があるものの、こういったサービスも受けられるということでした。先進的に取り組まれている姿には頭が下がりました。



## ■その他 議会活動

### ■11月議会における賛成討論

徳島市と徳島県の新ホール建設に伴う県有地の取り扱いについて私たち会派は「徳島市新ホール建設予定地における県有地の扱いに関する決議提案をさせて頂き、私からは賛成討論を述べさせて頂きました。県有地はすべての県民の財産であり、土地使用について当たり前の行政手続きを県、市双方に前向きに進めてほしいと思います。徳島県の顔となる徳島市中心市街地の事業が前向きに進むことを願っております。

### ■地域医療の充実に向けた医療従事者確保への支援を求める意見書を提案

文教厚生委員会で議論していた地域医療における国が定めた医師偏在指標について地域の事情が反映されていないのではないか?という思いから、委員会で意見書の提出を提案し、指標の見直しと医療体制の確保の為に適切な予算措置を行うことなどについて国などへの意見書を提出することを11月議会最終日に可決して頂きました。



### ■普通会計決算認定委員会

昨年度の決算という事もあり手元の資料だけではとても追いつかず四苦八苦しながら挑みましたが、全体把握するにはとても良い機会と次年度への取り組みについても決算を把握すればスムーズに流れが把握出来ると実感させて頂きました。



## ■議会改革検討会議

ペーパーレス化を含んだ議会のICT化や議会の災害対応を決めた議会BCPの策定、子供から大人まで政治に参画しやすい環境整備を目指す取り組みについて議論し、議長へ報告しました。

## ■政策条例検討会議

これまでに定められた条例の評価を行った他、県政課題に寄り添った新しく作るべき条例などについて議論しました。

## ■研修報告

### □地域医療・公的病院を取り巻く課題について

今、地方自治体が経営する多くの公的病院は大きな変化の中にあります。国の政策(そもそもは国と地方の関係)がもっと地方に寄り添ったものでないといけないのではと思っています。公的病院は地域医療の砦でもあり、また地域経済にとって重要なものです。公的ではありますが役所的な消極的削減策ではなく、病院は経営なので攻めの投資をベースにしたものにしていかなければいけません。税の再分配というところから見てただの無駄ではありません。現状をしっかりと把握し医療従事者の皆様と市町村を含めた地域全体で真剣に前向きに捉えていく必要があります。地域医療については問題と制度がかなり複雑ですが、ちよとしたことが何億のプラスにも繋がり、何年後かに大きな差となって現れます。徳島県の医療に関わる議員としてしっかりと勉強させて頂きます。



### □家庭教育支援について

家庭教育支援について文科省の取り組みと国の考え方について文部科学省総合教育政策局家庭教育支援室にてレクチャーを受けて来ました。今、国では家庭教育支援チームづくりを進めています。地域の方や各専門分野の方が中心となってチームを作り親のサポートをするのです。すでにたくさんの市町村では取り組まれています。本県でやるべき事はまず、周産期医療・保健福祉・教育のこの3つの各部署、関係機関が連携し合う必要があります。今回お伺いして国側の抱えるジレンマのようなものも感じました。時間のかかることもありますが、すべては子どもたちのために。

### □自治体財政について

決算認定委員会の反省点も含めて勉強してきました。独特の行政の仕組みや予算の流れについてだんだん理解してきましたが、任期4年の中でやりたいことを予算化し形にするのは簡単な事ではない。委員会や普段のやりとりの中で自分の伝えたいことを「いつ、誰に、どんな風に」伝えれば良いか、その様に予算化して頂くのか?時間を無駄にすることのないように気をつけたいと思いました。

## ■会派研修

所属会派、徳島県議会自由民主党のメンバーで上京し、マイクロプラスチック問題について、日韓関係について、スポーツ率向上に向けた政策について研修を受けてきました。

## ■要望活動

### □徳島道4車線化の要望活動

徳島自動車道の4車線化に関する提言書を持って山口俊一衆議院議員、福山守衆議院議員、中西祐介参議院議員、飯泉知事、自民党県議、公明党県議、各市町代表の方と共に藤川財務副大臣、自民党岸田政調会長、赤羽国土交通大臣の所に要望に行ってきました。国、県、市の連携がなければ進まないことは山のようにあります。政治にとって人脈や繋がりは政策実現の大きな根拠になります。



## ■その他

### □空き家対策事業視察

藍住さくら団地における県が取り組んでいる空き家対策「DIYの体験事業」を行ったとお聞きし、私もリノベーションが行われた部屋を同僚議員と視察してまいりました。これは、DIYを通じて、県民の皆様「空き家の活用」に関心を持っていただくという、工夫を凝らした周知活動だと思いました。実際、部屋もとても綺麗で「こんな風にリフォーム出来るのであれば自分もやってみよう」と皆さん思うのではと感じました。若い方からの反響も良いようで、今回の視察を通じて、空き家を活用しようとする方々に対して「後押しとなる啓発活動」も必要であると感じました。

